

特別委員（パーム油）名簿

永田 淳嗣	東京大学大学院総合文化研究科 准教授
横島 直彦	農林水産省食料産業局食品製造課長
井上 達夫	油糧輸出入協議会 専務理事
齊藤 昭	一般社団法人 日本植物油協会 専務理事
金子 貴代	グリーン購入ネットワーク (GPN)
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

〔 パーム油の調達基準の検討において参加する委員。 〕

特別委員（紙）名簿

立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
湯本 啓市	経済産業省製造産業局素材産業課長
上河 潔	日本製紙連合会 常務理事
深津 学治	グリーン購入ネットワーク（GPN） 事務局長
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

〔 紙の調達基準の検討において参加する委員。 〕

パーム油の調達基準に関するご意見のポイント

2018年3月16日から30日にかけてご意見を募集した「持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準（案）」については、合計約330件以上のご意見をいただきました。

大変多くのご意見をいただきましたので、このうち、代表的なものについて、以下に紹介いたします。

該当項目	ご意見の内容	回答（案）
全体について	各方面の専門家の意見、情報を踏まえながら、十分な検討がなされた上での内容となっており、本調達基準案を支持する。	本調達基準案については、専門家で構成するワーキンググループにおいて、パーム油を巡る課題や認証制度の活用のあり方等について、様々なステークホルダーの意見も聴きながら丁寧に検討してきた結果を整理したものです。
タイトルについて	調達基準で求めるべきは「持続可能性に配慮した製品」であり、「持続可能性に配慮したパーム油を推進する」ことではないので、「持続可能性に配慮したパーム油のための調達基準」とすべき。	<p>持続可能性に配慮した製品を求めること自体が目的ではなく、そうした製品を求めることを通じて、大会時のみならず大会後も継続して、生産現場の改善が進むことが最終的に目指すべきところだと考えています（これが明確になるように前文を修正します）。</p> <p>タイトルについては、持続可能性に配慮したパーム油を調達する動きを拡大し、それによって生産現場の改善を推進するという本調達基準の趣旨を踏まえて、「持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準」としています。</p>
前文について	パーム油の生産・利用が森林減少・劣化の主要なドライバーとなっていることにかんがみ、本調達基準の実施により、SDGs（持続可能な開発目標）や国連気候サミットの森林に関するニューヨーク宣言で掲げられている森林減少ゼロ（ゼロ・デフォレステーション）への貢献を目指す。	ご意見を踏まえて、森林減少・劣化の抑制に寄与することを目指す旨の文言を追加する方向で修正を検討します。

1. 対象について	持続可能なパーム油が簡単に入手できる状況なので、「～を調達することを原則とする」とすべき。	この基準に合致するパーム油が使用されている製品の調達を目指すということが大前提ではありますが、一方で、多様な品目が対象になることに加え、現実に認証品の供給が限定されている、多段階の加工・流通により原材料や中間品の追跡・確認が難しい、需要側と供給側の取引におけるロットのミスマッチがある、中小事業者の対応キャパシティが低いなど、様々な制約があり得ることを踏まえた表現としていることをご理解ください。 パーム油に対する事業者の認識がまだまだ低く、認証パーム油の流通も少ない現状から一步前進させたいという状況で策定するものであり、また、パーム油の需要家として中小企業が多いことも考慮すると、事業者が取り組む意欲を失うようなものにしないことが重要と考えています。
	「～を原材料とするものを調達すべきである」とすべき。	
	現在のパームの利用状況とそのフードシステムを考えた場合、原案が現実的な表現であり、支持する。	
2. 要件について	②では不明確なので、環境上重要な森林だけでなく、二次林も含めた一般の天然林破壊のゼロを明記する。	森林が持続可能な形で利用されていることが重要であり、天然林であるということのみをもって全て開発不可とするよう求める必要はないと考えています。
	③を「先住民族等の土地に関する権利を尊重し、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成を図ること」と修正する。	ご意見を踏まえて、別紙の表現に合わせた修正を検討します。
3. 認証スキームについて	MSPO はマレーシアにおける持続可能性の全ての要件をカバーするスキームであり、調達基準案 2 ①～④に沿ったものである。	ISPO、MSPO、RSPO のいずれについても、実効性の面で課題が指摘される場合がありますが、調達基準案 2 ①～④の考え方に沿って生産現場の取組を認証するものであり、これらを調達基準に位置づけることで、小規模農家を含め幅広い生産者が持続可能性の面で改善に取り組むことを後押ししたいと考えています。
	ISPO と MSPO については、基準のレベルと実効面に疑問を感じるため、認めるべきでない。	
	RSPO は中でも進んでいる方ではあるが完全とは言えず、課題も多い。その中で RSPO に限定することは著しく合理性を欠く。	

	<p>RSPO、MSPO、ISPO を活用できる認証制度としているが、基準を満たしていない。</p> <p>需要家の現実的な調達背景にしっかり配慮されていると考えるので、同基準案を支持する。</p> <p>調達の多様性を確保するため、またコスト面からも複数の選択肢を持つことは必須。RSPO のみならず、MSPO、ISPO の選択肢を設けた調達基準案は妥当なものとする。</p>	
	<p>3 全体を以下に修正。</p> <p>以下のパーム油の認証制度について、上記 2 ①～④を原則、満たしているものとする。</p> <p>ISPO ① MSPO ①③④ RSPO ①③④ POIG ①②③④</p> <p>適合しない項目については、4 に定められた方法によって確認をする。</p>	<p>本調達基準案の検討に当たっては、多様なステークホルダーから提供いただいた情報を基に、パーム油が持続可能な形で生産されるために求められる重要な 4 つの要件を設定した上で、各認証スキームのスキームオーナーからのヒアリングにより、ISPO、MSPO、RSPO が調達基準案 2 ①～④の考え方に沿った認証スキームであることを確認したところです。いずれの認証についても課題が指摘される場合があることは承知していますが、小規模農家を含め幅広い生産者が持続可能性の面で改善に取り組むことを後押しする観点から、これらを活用できることとしています。一方、ご意見のように、これらの認証に上乘せしてさらなる確認を要求することは事業者の負担を過大にするもので非常に難しいと考えており、こうした確認を要求することで実質的に POIG によるパーム油しか使用できない状況となることは、中小企業を含む幅広い事業者の取組を促す観点からは必ずしも効果的でないと考えています。</p>
	<p>RSPO、MSPO、ISPO は No Deforestation、No Peatland、No Exploitation の条件をカバーしていない。そのため、POIG 認証油が推奨独立第三者検証システムとして掲げられるべき。</p>	
	<p>調達基準案 2 ①～④に沿ったものとして、ISCC も含まれるべき。</p>	<p>ご提案の ISCC については、今後、スキームオーナーより詳細についてご説明いただき、調達基準案 2 ①～④の考え方に沿ってパーム油の生産現場における取組を認証するもので、かつ、ISPO、MSPO、RSPO と同等以上ということが確認できれば、これら 3 つの認証と同様に扱うこととします。</p>

	<p>認証されていない油を混ぜることを認めているマス・バランス方式の購入を認めると、本基準で求めている持続可能性が担保されないものが入ってしまうため、(2)は、MBは含まず、SGとIPのみを対象とすることを明記すべき。</p>	<p>IP及びSGについては、流通段階の分別管理の負担が大きいと理解しており、これらに限定することは難しいと考えています。</p>
	<p>認証パーム油として、Book & Claim 認証も含めるべき。</p>	<p>組織委員会として最終的に目指すべきところは、この調達基準を策定し、それに沿った調達を行うことによって、持続可能なパーム油を調達する動きが（大会後も継続して）長期的に拡大し、それを通じて、生産現場の改善が進むことです。</p>
	<p>クレジット方式は削除。どのような油でもクレジットを購入することにより可となってしまふことは、オリパラの精神にはそぐわない。オリパラに関してはSGかIPに限定すべき。</p>	<p>その観点からは、マス・バランスやクレジット方式も、生産現場の改善につながるものであり、この調達基準を策定する目的に適うものと考えています。また、クレジット方式は、温室効果ガスの排出権取引等の仕組みもあるように、経済性も含めて合理的な手法と考えています。</p>
	<p>小規模生産者に調達基準を満たす機会を与えるために、RSPO、ISPO、MSPO及びRSPOのクレジットが認められたことを歓迎する。</p>	<p>なお、加工・流通段階の事業者を含む幅広い関係者の関与を促す観点からは、現物ベースの認証油が望ましく、そのため、そうした現物ベースの認証油が確保できない場合にクレジット方式を活用できることとしています。</p>
	<p>(4)について、注視して何か問題があった場合はコードから落とすか検討する必要もあるため、その手順も明示すべき。少なくとも「引き続き注視し、問題が発生した場合は、再検討する」とすべき。</p>	<p>本規定については、組織委員会が、ISPO、MSPO、RSPO及びこれらと同等以上と認めた認証スキームについて、調達基準案2①～④の考え方から外れるような改定がなされていないか、また、その運営において実効性が疑われるようなケースがないか等について、今後もフォローアップし、上記のような観点で重大な問題があれば、調達WG（パーム油の特別委員を含む）において議論いただき、その結果、本調達基準での位置づけを取りやめることがあり得るという趣旨で設けています。調達コード（共通事項）で、PDCAの考え方に則って必要な改定を適宜行うことは示してあるので、ご提案のような文言を改めて入れる必要はないと考えています。</p>
<p>4. 認証品以外の場合について</p>	<p>今日、農園までのトレーサビリティを検証する手法はない。搾油工場までのトレーサビリティに限定す</p>	<p>ご意見にあるとおり、現時点において、パーム農園までさかのぼることは非常に難しいと理解しています。一方で、パーム油のトレーサビリティ向上に資するも</p>

	べき。	のとして、生産者の登録やトラッキングのシステムを開発・普及する動きもあると承知しており、そうした仕組みがさらに発展して、本規定に該当した仕組みとなる可能性もあると考えています。
6. 追加的なリスク低減措置について	4の表現と一貫性を持たせるため、『農園までの』トレーサビリティの確保の観点を含め』とすべき。	原案においても農園までのトレーサビリティを意図していましたので、ご意見を踏まえて、4の表現に合わせた修正を検討します。
	推奨ではなく、『リスクの低減に取り組むことが『求められる』』とすべき。	本規定については、認証等による担保に加えて、さらにリスクを低減するためのプラスアルファの対応が取られることがなお望ましいという趣旨で設けているものです。一方、パーム油の用途や流通状態によって収集できる情報の内容や収集範囲は異なるものと思われ、また、その評価に当たっても一律の基準を設けることが困難であること、事業者にとっての過大な負担になること等を考慮すると、これを義務付けることは難しいと考えています。

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用されるパーム油（パーム核油を含む。）については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準（案）

パーム油は多種多様な加工食品や化成品に使用されている植物油脂である。その生産現場においては森林開発や農園労働に係る課題も指摘されているが、日本国内での関心はまだ非常に低い。組織委員会は、本調達基準を策定し、これに沿った調達を行うことによって、国内の事業者や消費者の意識が高まり、持続可能なパーム油調達の動きが長期的にな拡大すること、さらにそれを通じて生産現場の改善や森林減少・劣化の抑制に寄与することを目指す。

1. 本調達基準の対象は、加工食品、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品の原材料として使用されるパーム油とする。

サプライヤーは、上記加工食品等について、パーム油の含有量等を考慮しつつ、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達することとする。

※パーム油が含まれる可能性が高い製品は以下のとおり。

例) 食用油、インスタント麺、パン、ペストリー、マーガリン、ショートニング、コーヒーフレッシュ、冷凍食品、レトルト食品、ドレッシング、カレールー、フライドチキン、フライドポテト、スナック菓子、チョコレート、クッキー、ビスケット、キャンディ、ケーキ、ドーナッツ、アイスクリーム、石鹼、洗剤、トイレタリー製品、シャンプー、ボディソープ、歯磨き粉

2. パーム油が持続可能な形で生産されていると認められるためには、以下の①～④が確保されていなければならない。

①生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること。

②農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること。

③農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、

事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。

④農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること。

3. 上記2の①～④の考え方に沿ってパーム油の生産現場における取組を認証するスキームとして、ISPO（注1）、MSPO（注2）、RSPO（注3）がある。

(1) これらの認証については、実効性の面で課題が指摘される場合があるものの、小規模農家を含め幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を受けたパーム油（以下、「認証パーム油」という。）（注4）を活用できることとする。

(2) 上記（1）の認証パーム油については、流通の各段階で受け渡しが正しく行われるよう適切な流通管理が確保されている必要がある。

(3) 上記（1）の認証パーム油の確保が難しい場合には、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることとする。

(4) 組織委員会は、ISPO、MSPO、RSPO を活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する。

(5) 上記の3つの認証と同等以上のものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証パーム油についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証パーム油以外を必要とする場合は、農園までのトレーサビリティが確保されており、上記2の①～④について別紙に従って第三者確認が実施されたものも活用できることとする。

5. サプライヤーは、上記1の対象のうち、上記3または4に該当するパーム油が使用されているものについて記録した書類を東京2020大会終了後から1年の間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

6. サプライヤーは、農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

注 1 : Indonesian Sustainable Palm Oil

注 2 : Malaysian Sustainable Palm Oil

注 3 : Roundtable on Sustainable Palm Oil

注 4 : IP、SG、MB により管理されたものが該当する。

別紙（調達基準4に関する確認方法）

持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準（以下「調達基準」という。）の4については以下のとおりとする。

調達基準2の①～④について、第三者が以下の確認を実施する。

- ①：当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。
- ②：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。
- ③：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- ④：当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がと取られていることを確認する。

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用されるパーム油（パーム核油を含む。）については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準（案）

パーム油は多種多様な加工食品や化成品に使用されている植物油脂である。その生産現場においては森林開発や農園労働に係る課題も指摘されているが、日本国内での関心はまだ非常に低い。組織委員会は、本調達基準を策定し、これに沿った調達を行うことによって、国内の事業者や消費者の意識が高まり、持続可能なパーム油調達の動きが長期的に拡大すること、さらにそれを通じて生産現場の改善や森林減少・劣化の抑制に寄与することを目指す。

1. 本調達基準の対象は、加工食品、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品の原材料として使用されるパーム油とする。

サプライヤーは、上記加工食品等について、パーム油の含有量等を考慮しつつ、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達することとする。

※パーム油が含まれる可能性が高い製品は以下のとおり。

例) 食用油、インスタント麺、パン、ペストリー、マーガリン、ショートニング、コーヒーフレッシュ、冷凍食品、レトルト食品、ドレッシング、カレールー、フライドチキン、フライドポテト、スナック菓子、チョコレート、クッキー、ビスケット、キャンディ、ケーキ、ドーナッツ、アイスクリーム、石鹼、洗剤、トイレタリー製品、シャンプー、ボディソープ、歯磨き粉

2. パーム油が持続可能な形で生産されていると認められるためには、以下の①～④が確保されていなければならない。

①生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること。

②農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること。

③農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、

事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。

- ④農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること。

3. 上記2の①～④の考え方に沿ってパーム油の生産現場における取組を認証するスキームとして、ISPO（注1）、MSPO（注2）、RSPO（注3）がある。

- (1) これらの認証については、実効性の面で課題が指摘される場合があるものの、小規模農家を含め幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を受けたパーム油（以下、「認証パーム油」という。）（注4）を活用できることとする。
- (2) 上記（1）の認証パーム油については、流通の各段階で受け渡しが行われるよう適切な流通管理が確保されている必要がある。
- (3) 上記（1）の認証パーム油の確保が難しい場合には、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることとする。
- (4) 組織委員会は、ISPO、MSPO、RSPOを活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する。
- (5) 上記の3つの認証と同等以上のものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証パーム油についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証パーム油以外を必要とする場合は、農園までのトレーサビリティが確保されており、上記2の①～④について別紙に従って第三者確認が実施されたものも活用できることとする。

5. サプライヤーは、上記1の対象のうち、上記3または4に該当するパーム油が使用されているものについて記録した書類を東京2020大会終了後から1年の間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

6. サプライヤーは、農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

注1 : Indonesian Sustainable Palm Oil

注2 : Malaysian Sustainable Palm Oil

注3 : Roundtable on Sustainable Palm Oil

注4 : IP、SG、MBにより管理されたものが該当する。

別紙（調達基準4に関する確認方法）

持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準（以下「調達基準」という。）の4については以下のとおりとする。

調達基準2の①～④について、第三者が以下の確認を実施する。

- ①：当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。
- ②：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。
- ③：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- ④：当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていることを確認する。

紙の調達基準に関するご意見のポイント

2018年3月16日から30日にかけてご意見を募集した「持続可能性に配慮した紙の調達基準（案）」については、合計約130件以上のご意見をいただきました。

大変多くのご意見をいただきましたので、このうち、代表的なものについて、以下に紹介いたします。

該当項目	ご意見の内容	回答（案）
2.（1）古紙パルプの使用について	せめてトイレットペーパーやティッシュペーパーなどは古紙パルプ100%と具体的にすべきである。そのほかの製品も、最低限グリーン購入の紙類調達に準拠すること。	調達基準案においては、資源の有効利用を促進する観点から、古紙パルプを最大限使用することを求めることとしています。具体的には、東京都グリーン購入ガイド等の対象になっている品目については、基本的には同ガイド等と同じ水準の古紙配合率を求めることを想定しています。ただし、ご意見を踏まえて、古紙の使用がトータルでの環境負荷低減に必ずしもつながらない可能性があることに留意し、また、用途に応じた品質やその時点で調達可能な製品の流通状況等も考慮しながら、個別に判断していきたいと考えています。
	古紙パルプを使用することが持続可能であるとは限らない。再生プロセスを含めたLCAでバージンパルプよりも環境負荷が低くなければ持続可能性の観点から採用することには疑問を感じる。FSCなどの適切な認証を取得していれば、古紙パルプを利用する必要性はないと考える。	
	古紙パルプが必ずしも環境に良いわけではないので（植林木のほうが古紙パルプより環境に良い）、古紙パルプを最大限使用する必要はない。	
2（2）バージンパルプの要件について	バージンパルプについて、本項に記載された事項が満たされていることは重要と考えるので、賛成する。	本調達基準案の検討に当たっては、多様なステークホルダーから提供いただいた情報を基に、紙が持続可能な形で生産されるために求められる要件を設定しています。

	<p>2(2)③では不明確なので、環境上重要な森林だけでなく、二次林も含めた一般の天然林破壊のゼロを明記する。</p> <p>二次林や泥炭地については、一律に開発を禁止することは当該国の開発を阻害すると考える。特に泥炭地については現地の実態を十分調査し、保護すべき地域と保全に十分配慮して植林することが可能な地域を厳然と区分し、秩序ある利用を進めるべきと考える。</p> <p>先住民族や地域住民との問題は、土地利用に対してのものであるため、「森林の利用に当たって、」とすべき。</p> <p>2(2)④では不明確であり、別紙の④に合致させて明確化するために、FPICを明記する。</p>	<p>森林が持続可能な形で管理されていることが重要であり、天然林であるということのみをもって全て開発不可とするよう求める必要はないと考えています。</p> <p>ご意見を踏まえた修正を検討します。</p> <p>ご意見を踏まえて、別紙の表現に合わせた修正を検討します。</p>
2(3) 白色度等について	<p>白色度について適切と考えられる数値を具体的に規定するべきであるとする。</p> <p>あえて白色度や塗工量を規制する必要はないのではないか。白色度や塗工量は紙の最終用途によって決められるべき。</p>	<p>調達基準案においては、製造過程での環境負荷低減の観点から、白色度や塗工量の低減を求めています。具体的には、東京都グリーン購入ガイド等の対象になっている品目については、個々の発注において、基本的に同ガイド等と同じ水準の古紙配合率や白色度等を求めることを想定していますが、用途に応じた品質やその時点で調達可能な製品の流通状況等も考慮しながら、個別に判断していきたいと考えています。</p>
3. 認証スキームについて	<p>持続可能な生産源からのものであることを保証するために、原則PEFCなどの認証紙のみを使うべきである。</p>	<p>本調達基準の検討に当たっては、認証ありきではなく、持続可能性の観点から確保すべき要件を設定した上で、それを満たすことを確認するツールとして既存の認証を位置づけるとともに、認証以外の方法についても認めるという方向で議論してきたところです。</p>

<p>FSC と PEFC (SGEC) 認証はいずれも国際的に通用している認証ブランドであり、前回、前々回のオリンピックでもこれら二つの認証が採用されたことから、同等に認められるのは当然であり、賛成する。</p>	<p>本調達基準案の検討に当たっては、多様なステークホルダーから提供いただいた情報を基に、紙が持続可能な形で生産されるために求められる重要な要件を設定した上で、各認証スキームのスキームオーナーからのヒアリングにより、FSC 及び PEFC が調達基準案 2</p>
<p>PEFC が認証制度として認められているが、利用しているすべての材料が基準を満たしているとは言えないと思う。認証制度に頼らない強固な基準作りが必要。</p>	<p>(2) ①～⑤を満たす認証スキームであることを確認したところで す。 また、FSC、PEFC のいずれにおいても、認証の付与について具体的な根拠とともに苦情が申し立てられた場合に、これを適切に処理する仕組みを有していると承知しています。</p>
<p>「FSC、PEFC (SGEC を含む。) の認証紙が原則、認められる。ただし、PEFC (SGEC を含む。) 認証紙では、上記 2 (2) ③④ について、PEFC 管理材について 2 (2) ②～⑤について別紙①～⑤に従って第三者確認が実施されなければならない。」とすべき。</p>	<p>なお、本調達基準の検討に当たっては、認証ありきではなく、持続可能性の観点から確保すべき要件を設定した上で、それを満たすことを確認するツールとして既存の認証を位置づけるという方向で議論してきたところであり、認証間の優劣をつけることは意図していません。</p>
<p>FSC 認証にも問題があることを認識し、周知すべき。特に大規模産業植林や原生林の伐採にも認証を与えているのは特に大きな問題である。</p>	
<p>一部の関係者から森林認証制度間の優位比較や評価をし、特定の森林認証制度のみを良しとする様な意見がメディアなどを通じて散見される。PEFC、FSC とも持続可能な森林管理に有効な制度として多くの関係者から高い評価・支持を得ている。あえて両者の差異を強調し、特定の制度のみを良しとして、他を排斥しようとするこのような動きは幅広いステークホルダーの参画に基づく持続可能な開発、発展、経済、社会を目指す国際的な動きに貢献することなく、貴委員会の目標とも相容れないものと考え</p>	

3. 認証品以外の場合について	セルフレポートは信頼できる方法でないため、第三者による確認があるべき。	別紙においては、竹や和紙の原材料も想定した現実的な手法として、製紙事業者等が説明責任の観点から合理的な方法で①～⑤について確認（二者監査）することを求めています。
5. 追加的なリスク低減措置について	『「伐採地までの」トレーサビリティの確保の観点を含め』とすべき。 推奨ではなく、「リスクの低減に取り組むことが『求められる』」とすべき。	ご意見を踏まえた修正を検討します。 本規定については、認証等による担保に加えて、さらにリスクを低減するためのプラスアルファの対応が取られることがなご望ましいという趣旨で設けているものです。一方、紙の用途や流通状態によって収集できる情報の内容や収集範囲は異なるものと思われ、また、その評価に当たっても一律の基準を設けることが困難であること、事業者にとっての過大な負担になること等を考慮すると、これを義務付けることは難しいと考えています。
6. クリーンウッド法に基づく登録について	「推奨される」ではなく、義務とすべき。 調達基準案3における森林認証紙の供給や別紙（認証紙以外の場合の確認）の確認を通じて、その原料であるバージンパルプの合法性や持続可能性が十分担保されている。認証も受けて合わせて登録もするという、いわゆる二重の出費をすることが、特に資本規模の小さい紙卸・印刷事業者にとって負担になる。 登録木材関連事業者とする場合、登録業者が限られてしまう。一定企業を優先するような基準は決めるべきではない。	本規定については、東京大会の調達に参加しない事業者を含め、合法伐採木材等の利用を求めるクリーンウッド法に関する認知が高まり、登録事業者（木材関連事業者がすべき措置である合法性確認等に適切かつ確実に取り組む事業者）が増加することで、大会後も見据えた、違法伐採木材の流通リスクの低下に貢献することを意図していますが、まだ同法が施行されて間もないこと等から本調達基準案においても義務付けはしておりません。 また、「登録事業者が供給するものを優先的に選択すべき」としている点についても、サプライチェーンの全ての事業者が登録事業者であることを要求するものではなく、登録を受けた国内製紙事業者や輸入事業者などから供給されている製品が望ましいという趣旨で設けています。

<p>その他</p>	<p>本調達基準の実施により、SDGs（持続可能な開発目標）や国連気候サミットの森林に関するニューヨーク宣言で掲げられている森林減少ゼロ（ゼロ・デフォレステーション）への貢献を目指すことを前文に入れるべき。</p>	<p>紙の調達基準において前文を入れることは予定していません。（パーム油の調達基準においては、パーム油の存在やこれを巡る課題等についての国内の関心が非常に低く、啓発面がより重視されるべきとの考えから、調達基準策定の背景や趣旨を前文として特別に記載したものです。）</p>
------------	---	---

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される紙については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した紙の調達基準（案）

1. 本調達基準の対象は以下に使用される紙（和紙を含む。）とする。
ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱
2. 上記1の紙について、持続可能性の観点から以下の（1）～（3）が求められる。
 - （1）古紙パルプを、用途や商品の性質等に応じて最大限使用していること。（注1）
 - （2）古紙パルプ以外のパルプ（以下「バージンパルプ」という。）を使用する場合、その原料となる木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維は除く。）は以下の①～⑤を満たすこと。
 - ①伐採・採取に当たって、原木等の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
 - ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来すること
 - ③伐採・採取に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること
 - ④伐採・採取森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること
 - ⑤伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切にとられていること
 - （3）用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量

が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと。（注2）

3. 上記2（2）の①～⑤を満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC（SGECを含む。）の認証紙（注3）が認められる。これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って①～⑤に関する確認が実施されなければならない。
4. サプライヤー（注4）は、使用する紙の上記2（1）～（3）について記録した書類を東京2020大会終了後から1年の間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。
5. サプライヤーは、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。
6. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、サプライチェーン（注5）は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤーは、同法の対象となっている紙については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注1、注2：コピー用紙や事務用ノートなどについては、「東京都グリーン購入ガイド」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。

注3：CoC認証が連続していること。

注4：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー」に読み替える（以下同様）。

注5：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

別紙（認証紙以外の場合の確認方法）

持続可能性に配慮した紙の調達基準（以下「調達基準」という。）の3の後段の確認については以下のとおりとする。

調達基準2（2）の①～⑤について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

- ①：当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。
- ②：当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有することを確認する。
- ③：当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。
- ④：当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- ⑤：当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される紙については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した紙の調達基準（案）

1. 本調達基準の対象は以下に使用される紙（和紙を含む。）とする。
ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱
2. 上記1の紙について、持続可能性の観点から以下の（1）～（3）が求められる。
 - （1）古紙パルプを、用途や商品の性質等に応じて最大限使用していること。（注1）
 - （2）古紙パルプ以外のパルプ（以下「バージンパルプ」という。）を使用する場合、その原料となる木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維は除く。）は以下の①～⑤を満たすこと。
 - ①伐採・採取に当たって、原木等の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
 - ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来すること
 - ③伐採・採取に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること
 - ④森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること
 - ⑤伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切にとられていること
 - （3）用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと

いこと。(注2)

3. 上記2(2)の①～⑤を満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC(SGECを含む。)の認証紙(注3)が認められる。これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って①～⑤に関する確認が実施されなければならない。
4. サプライヤー(注4)は、使用する紙の上記2(1)～(3)について記録した書類を東京2020大会終了後から1年の間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。
5. サプライヤーは、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。
6. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、サプライチェーン(注5)は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤーは、同法の対象となっている紙については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注1、注2：コピー用紙や事務用ノートなどについては、「東京都グリーン購入ガイド」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。

注3：CoC認証が連続していること。

注4：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー」に読み替える(以下同様)。

注5：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

別紙（認証紙以外の場合の確認方法）

持続可能性に配慮した紙の調達基準（以下「調達基準」という。）の3の後段の確認については以下のとおりとする。

調達基準2（2）の①～⑤について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

- ①：当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。
- ②：当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有することを確認する。
- ③：当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。
- ④：当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- ⑤：当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

木材の調達基準について

- 各WG、持続可能性DG、街づくり・持続可能性委員会において、木材の調達基準についてご意見をいただいているところ。

(主なご意見)

- 熱帯林関係のNGOから意見表明のようなものが出ている。調達コードに書かれている基準を形の上で守っているだけでは不十分ではないかという指摘。調達コードそのものの見直しが必要なのか、運用に関わる部分の改善ということで対応できるのかをWGで詰める必要がある。
- 木材調達コードは、いろいろな御意見の中で集約されたが、問題点が指摘されている状況を鑑みると、PDCAでどのようにしていいものにしていけるかが問われている。
- 事業者、NPO、いろいろな主体の方々がいろいろな情報を持っているので、組織委員会はそういう方々を有効につなぎ合わせて、まさにインクルージョンで新しいオリンピックを作って、それをレガシーで残していくべき。
- 禍根を残さないようにしないと、後々まで汚点になってしまうおそれがある。
- 発展途上国でもできるような形にするには、例えば木を1本たりとも切ってはいけないという話ではなく、上手な切り方とか、(中略)ちゃんと示すことが大事。

木材の調達基準について

- ご意見を踏まえ、木材の調達基準の見直しを含め対応を検討したい。
- 特に、熱帯産木材（マレーシア産とインドネシア産）について、どのような課題があるのか、どのような対処が必要なのかを調達WGで検討することとしたい。
- 具体的には、熱帯産木材を巡る最新の状況を把握した上で、どのようなリスクがあるか、それに対してどのような緩和策をとるべきかについてご議論いただくこととしたい。
- スケジュール案
5月～8月 ステークホルダーからのヒアリング（数回）
9月～10月 意見交換（数回）